



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	農産物直売所における原子力災害の影響と放射性物質検査体制の導入：福島県・県北地域を対象に
Author(s)	朴，相賢；小松，知未
Citation	農村経済研究, 31(1), 115-122
Issue Date	2013-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/70004
Type	journal article
File Information	Park_Komatsu(2013).pdf



【論 文】

農産物直売所における原子力災害の影響と放射性物質検査体制の導入

－福島県・県北地域を対象に－

朴相賢・小松知未

(福島大学うつくしまふくしま未来支援センター)

Effects of Nuclear Disaster on Farmers' Markets and Introduction of an Inspection System: A study based in northern Fukushima Prefecture

Sang-Hyun PARK・Tomomi KOMATSU

(Fukushima Future Center for Regional Revitalization)

This study aimed to clarify the effects on farmers' markets of the Fukushima nuclear disaster in March 2011. One year after the nuclear disaster, a factual investigation into the situation of farmers' markets was conducted in northern Fukushima Prefecture. The study investigated the changes in the total sales and the number of customers and analyzed the causes of these changes. The results show that the financial health of farmers' markets indeed declined after the nuclear disaster. The report also discusses the reasons for the depression in total sales from the viewpoint of production and consumption to characterize the impact on

farmers' markets.

In areas affected by radiation, an inspection system needs to be established in order to revive the distribution of agricultural products. An additional investigation was conducted after sampling farmers' markets that had started self-imposed inspection. The report will cover the background and objectives that led to farmers' markets initiating self-imposed inspections and their inspection systems based on the results of this investigation. Initiatives required for the expansion of the self-imposed inspection system will be discussed.

1. 背景と課題

2011年3月、東京電力の福島第一原子力発電所から放出された放射性物質は、農山漁村の生活環境、耕地、山林、海洋を汚染した。原子力災害により甚大な被害を受けた地域の農業を再生するためには、その被害実態を詳細に把握することと、被害地域で生産されるすべての農産物および農産加工品を対象とした放射性物質対

策を講じることが重要である。

本稿では、原子力災害が農産物の域内流通に与えた影響を把握するため、地場産農産物を主に扱う農産物直売所における原子力災害前後の売上金額・来客数の変化を把握し、その変化の要因を分析することを課題とする。事例対象は、放射性セシウムの影響により、今もなお一部の品目で農産物の出荷が制限されている福

島県・県北地域とする。また、放射性物質対策においては、体系立てた農産物検査体制の構築が重要であることから¹⁾、先行して自主検査を実施している直売所を対象に、放射性物質の検査体制の導入の目的と背景、運用実態について明らかにする。また福島県が、直売所に出荷する農産物の自主検査の費用を助成する事業を開始したことを踏まえ²⁾、自主検査の定着・普及に必要な政策支援のあり方について考察する。

2. 研究の方法

1) 調査対象の選定

福島県・県北地域には、48の農産物直売所が店舗を構えている（福島県・県北農林事務所調べ³⁾）。調査対象は、農業協同組合が運営主体となっている13店舗を除いた35店舗の中から、9店舗を選定した。その内訳は福島市1ヶ所、伊達市4ヶ所、二本松市3ヶ所、大玉村1ヶ所である。

調査対象は、①立地条件における影響の差を確認するため県北地域から広く選定すること、②調査結果の公表に同意を得られること、③店舗単独（生産者代表もしくは店舗に勤務している従業員）で運営方針を決定しているという条件に合致している直売所から選定した。農業協同組合が設置した農産物直売所は、複数の店舗を共通方式で運営していることが多い。そのため、管轄部局と店舗責任者の双方を対象とした調査が必要となり、単独店舗で運営している場合とは調査項目が異なることから、今回は調査対象から除外した。

2) 第1回目実態調査の内容

農産物直売所における原子力災害の影響を分析するため、原子力災害から約1年が経過した2012年2月から3月に、9店舗の農産物直売所を対象に、店舗運営責任者に対するヒアリング調査を実施した。

はじめに、調査対象の特徴を確認するため、経営概況について調査した。つぎに、原子力災害の影響を分析するため、①従業員数、②登録農家数、③来客数、④売上金額について2010

年と2011年のデータを聴取した。最後に、放射性物質検査体制の現状と今後の方針について確認した。

3) 第2回目実態調査の内容

農産物直売所における放射性物質検査体制の導入実態について把握するため、2012年8月までに検査機器設置を完了した4カ所を対象に、再調査を実施した。

調査項目は、①検査機器の導入理由、②検査機器の運用体制、③検査結果の公表方法とした。

3. 農産物直売所における原子力災害の影響

1) 経営概況

表1は、事例直売所の経営概況をまとめた表である。はじめに運営主体を確認する。生産者グループにより運営されているのは4直売所である。その他に区分したうち、伊達市Aと伊達市Dは財団法人、二本松市Bは住民組織、二本松市CはNPO法人、大玉村Aは地方公共団体である。

生産者グループによって運営されている4店舗の直売所は、登録農家数が10戸～55戸と少なく（他の5ヶ所の登録農家数は59戸～216戸）、一部は季節営業のみとなっており（伊達市Cと二本松市A）、相対的に経営規模が小さいといえる。従業員数が少ない店舗では、生産者が交代で店舗に出役している。

販売手数料は、10%～20%の範囲となっている。全ての直売所で加工品の取り扱いがあり、2カ所では、加工品の手数料を農産物よりも高く設定していた。

会員からの委託販売が売り上げに占める割合をみると、会員の委託販売のみを行っている直売所は4店舗であった。会員外からの仕入販売がある店舗のうち3店舗は、その割合が5%未満とわずかであった。会員外からの仕入品が20%となっている二本松Cでは、仕入品を地場産品に限定していた。このように、事例直売所は、いずれも取り扱う食料品を福島県産に限定していた。

表 1 調査対象とした農産物直売所の経営概況

		福島市	伊達市				二本松市			大玉村
		A	A	B	C	D	A	B	C	A
運営主体	生産者グループ ^a	○		○	○		○			
	その他		○			○		○	○	○
営業期間	通年	○	○	○		○		○	○	○
	季節				○		○			
施設	単独	○	○		○	○	○			○
	併設			○				○	○	
従業員(名)		5	2	1	2	5	0	8	22	3
登録農家数(戸)		23	130	10	48	55	16	59	190	216
販売手数料(%)	農産物	15	18	20	22	10～20	10	15	15	15
	加工品	15	18	20	22	15	10	15	15	20
会員委託販売(%)		95	95	…	100	100	100	96	80	100

資料：2012 年 2 月農産物直売所調査資料より作成。

注：)「…」は調査未了を示す。

2) 地震による影響

表 2 は、原子力災害前後の農産物直売所の経営変化を調査した結果をまとめた表である。

東日本大震災による地震の被害を確認したところ、2 店舗で一部施設が破損したとの回答があったが、いずれも営業に支障がない程度であった。震災直後に 1 日から 20 日間ほど営業を休止した店舗が 5 店舗、営業を停止した店舗が 1 店舗であった。営業を一時休止した理由は、東日本大震災により、インフラ（停電）と交通事情に影響が生じたことであった。ガソリン不足により従業員の出勤が困難になった店舗や、商品の入荷が滞った店舗では、営業休止が長引いていた。一方、営業を停止した店舗は、原子力災害による放射性物質の影響を懸念したことを理由としている。

事例直売所においては、東日本大震災の発生直後は、地震による建物の破損、停電、ガソリン供給不足の影響により営業を一時中止する店舗があったものの、1 ヶ月後には全て復旧し、営業を再開している。2011 年 4 月以降の変化は原子力災害に起因するものであるといえる。

3) 避難指示の影響

福島県に立地する直売所が原子力災害により受けた影響を考えるためには、避難指示の影響と農産物出荷制限の影響について、事前に確認しておく必要がある。

避難指示の影響については、①避難区域に指定されたため営業継続が不可能、②店舗の周辺の世帯が特定避難勧奨地点に指定され、登録農家と顧客の人数が減少⁴⁾、③避難の指示はないものの自主避難により人口が流出し登録農家と顧客が減少、④避難世帯の受け入れにより人口が増加し顧客が増加の 4 パターンが考えられる。

本稿では、店舗の所在地の地域条件、登録農家数の変化の理由に関するヒアリング調査の結果から、避難指示の影響についてまとめる。なお、消費者を対象とした調査を実施していないため、人口動態と顧客数の関係については、分析対象から除外している。

事例直売所を区分すると、①の該当はない。営業を停止した 1 店舗（伊達市 C）は、避難指示との関連ではなく、代表の判断により営業を中止している。代表は原子力災害直後に、一部の登録農家を対象に 2011 年の営農予定に関する確認を行った。その結果、放射性物質の影響を懸念して作付けを中止するとの意見が多かったことから、集荷量が維持できないと判断し、直売所の営業停止を決定している。

②は 1 店舗（伊達市 A）である。店舗が立地する地区では、425 世帯中 86 世帯が特定避難勧奨地点に指定されている（2011 年 6 月 30 日）。登録農家数が 130 戸から 43 戸に減少しているが、その要因を確認したところ、農家が避難したためと（「指定あり」と「指定はないが自主避難」の両方を含む）、放射性物質の影響を懸念して作付けを自粛したためという二つの側面があると回答している。

③については、登録農家数が 70 戸から 10 戸に減少した伊達市 B、登録農家が 60 戸から 55 戸に減少した伊達市 D について確認した。2 店舗とも共通して、登録農家の避難状況を正確に

把握はしていないが避難ではなく作付・販売自粛によって登録農家が減ったのではないかと回答している。

4) 農産物出荷制限の影響

原子力災害が直売所の農産物集荷に与えた影響のうち直接的な影響は、作付制限により生産が停止されたことと、放射性物質のモニタリング検査により出荷制限が指示され特定の品目が集荷できなくなったことである。事例が立地する福島県・県北地域の4市町村では、2011年においては作付制限の指示は出されていない。一方、出荷制限の指示は、集荷に大きな影響を与えている。

表3に、市町村ごと農産物出荷制限の内容をまとめた。時期別に指示の内容を①～④に整理して、それぞれが直売所に与えた影響を分析する。①②の出荷制限は事例対象9店舗、③は大玉村Aを除く8店舗、④は福島市と伊達市に立地する5店舗に影響を与えている。

①2011年6月までの一時的な出荷制限は、飛散した放射性物質が可食部に付着したことによる制限である。2011年3月時点で圃場に作付けされていた葉菜類が対象となっている。事例直売所は、会員からの委託販売を主としており、福島県外から葉菜類を仕入れていた店舗はない。そのため、出荷制限が解除されるまでの3ヶ月間は、葉菜類の取り扱いを全て停止せざるを得なかった。消費者側からみると、短期間ではあるが、直売所だけでは生鮮野菜を買い揃えられない時期が存在していたといえる。

②2012年10月現在まで続いている指示は、山菜類、野生キノコ、原木しいたけ（露地）に対する出荷制限である。山菜類の出荷制限品目数は、市町村毎に差はあるものの、福島県・県北地域全域で一部の採取作物の販売が停止している。事例直売所は、いずれも採取作物を春先の主力商品の一つに位置づけていたため、品揃えに対する影響が大きかったといえる。

③2011年11月には、米の出荷自粛が指示されている（大玉村を除く）。米は、福島県知事の「米の安全宣言」（2011年10月12日）を受けて流通が始まっていた。しかし、自主検査（福

島市）により暫定規制値を超えた放射性物質を含む米の存在が確認されたことから、追加調査が実施された。その結果をうけて、福島県から出荷自粛が要請される事態となった（2011年11月29日）。事例直売所では、米の販売が始まっていたが、後から出荷自粛の指示がなされたため、一度取り扱った商品を店頭から引き上げている。

④福島市と伊達市では、2012年10月現在まで、一部の果実（ウメ・ユズ・クリ）で出荷制限が続いている。また福島県は、2012年までの2シーズン連続で、干し柿（伊達地方では「あんぽ柿」という呼称でブランド化）の加工自粛の指示を出している。農家による農産物加工品の主力である梅干しや干し柿などの製造と販売が行えない状況が続いている。

登録農家の減少は、作付・販売自粛によるとの回答を確認しているが（伊達市B, D）、出荷制限品目が相対的に多い伊達市で登録農家が減少していることから、複数の品目で出荷制限が指示されたことで対象外の品目も含めて生産を休止・縮小したり、作付けはしたものの販売を自粛する農家が存在したことが推察される。

5) 来客数の変化

つぎに、来客数と年間売上の変化をみる（表2）。その数値をみていくと、来客数では、最も影響が大きかったのは、伊達市Dで前年比45%、最も少なかったのは二本松市Cで前年比81%であった。来客数の減少は、店舗における品揃えが悪くなった影響と、放射性物質を含む農産物が流通していることを懸念した買い控えの影響の両面から捉える必要がある。

店舗差の要因については、福島市と伊達市で来客数が半減している店舗が存在していることから、福島県・県北地域の中でも立地によって消費者の「地元産の農産物への不安感」が異なる可能性がうかがえる。しかし、市町村別の調査対象数が少なく平均値による比較が困難であるため、本稿では、顧客の避難による来客数の減少は特定避難勧奨地点に立地する店舗（伊達市A）に限定されることを指摘するにとどめる。

6) 売上金額の変化

売上金額では、最も減少したのは福島市Aの前年対比 46%で、最も変化が少なかったのは、来客数の落ち込みが相対的に少なかった二本松Cの前年対比 80%であった。売上金額の落ち込みの程度には、前年対比で 46%から 80%まで 34 ポイントの差が生じていた。

品目別の売上金額を集計している事例対象がなかったことから、品目別に出荷制限が売上金

額の変化に与えた影響を詳細に分析することは断念した。しかし、全ての店舗で原子力災害から 3 ヶ月間は葉菜類の販売が停止 (①)、2 カ年連続で一部の採取作物の販売が停止 (②)、さらに大玉村を除く 8 店舗では 2011 年秋から米の販売が停止 (③)、福島市と伊達市の 5 店舗では一部の果実とその加工品までもが販売停止 (④) となっていることから、取り扱えない品目が存

表 2 調査対象とした農産物直売所における原子力災害の影響 (2012 年 2 月現在)

		福島市	伊達市				二本松市			大玉村	
		A	A	B	C	D	A	B	C	A	
地震被害		なし	一部	なし	なし	なし	なし	なし	なし	一部	
営業休止		10日間	なし	なし	営業 停止中	20日間	9日間	10日間	なし	1日間	
経営 変化	従業員の 変化	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	増員	なし	
	登録農家の 変化	なし	130→43戸 に減少	70→10戸 に減少	なし	5戸 減少	なし	なし	なし	なし	
	来客数 (名)	2010年	9,800	43,433	…	25,000	22,000	12,000	49,077	79,842	…
		2011年	4,500	27,387	…	—	10,000	…	…	64,795	…
		対2010年比(%)	46	63	…	—	45	50	70	81	80
	売上 金額 (円)	2010年	7,596	41,390	…	17,146	12,881	5,849	39,770	81,689	96,850
		2011年	3,268	25,726	…	—	6,020	3,320	30,360	65,096	74,220
		対2010年比(%)	46	62	…	—	47	57	76	80	77
放射性 物質 検査	実施	直売所	×	×	×	—	○	×	○	○	×
		登録農家	○	○	○	—	○	○	○	×	○
	結果表示	×	×	×	—	×	×	×	○	○	×
	検査 機器	設置済み				—				○	
		設置予定				—	○		○		○
なし		○	○	○	—		○				

資料：2012 年 2 月農産物直売所調査資料より作成。

注：)「…」は調査未了，「—」は該当なしを示す。

表 3 調査対象地域における農産物出荷制限の状況 (2012 年 10 月 31 日現在)

	2011年度	2012年度
福島市	I 非結球性葉菜類 [ホウレンソウ, 小松菜等] : 3/23~6/23 II 結球性葉菜類 [キャベツ等] : 3/23~5/11 III アブラナ科花蕾類 [ブロッコリー, カリフラワー等] : 3/23~6/15 IV キノコ類 (野生のものに限る) : 9/15~, カブ (3/23~5/4) 原木シイタケ (露地) : 4/18~ 米 (2011年産) : 11/17~ (旧小国村に限る) ウメ (6/2~), ユズ (8/29~), 山菜類 [こごみ, わらび等]	原木シイタケ (露地) : 4/18~ タケノコ (4/16~) ウメ (2011年6/2~), ユズ (2011年8/29~) 山菜類 [こごみ, タラの芽, ふきのとう, こしあぶら, わらび]
伊達市	I, II, III, IVは福島市と同上 原木シイタケ (露地) : 4/13~, 原木シイタケ (施設) : 7/19~ 米 (2011年産) : 11/29~ (旧小国村・旧月舘町に限る) タケノコ : 5/9~, 栗 : 9/20~ ウメ (6/2~), ユズ (10/14~), 山菜類 [こごみ, わらび等]	原木シイタケ (露地) : 4/13~, 施設 : 7/19~ タケノコ (2011年5/9~) ウメ (2011年6/2~), ユズ (2011年10/14~) 栗 (2011年9/20~), わさび (4/16~) 山菜類 [こごみ, タラの芽, ふきのとう, こしあぶら, わらび]
二本松市	I, II, III, IVは福島市と同上 原木シイタケ (露地) : 10/18~ 米 (2011年産) : 12/8~ (旧渋川村に限る)	原木シイタケ (露地) : 10/18~ タケノコ (5/2~), 栗 (9/26~) 山菜類 [こごみ, こしあぶら, ぜんまい]
大玉村	I, II, III, IVは福島市と同上	タケノコ (5/2~) 山菜類 [こごみ, タラの芽, こしあぶら]

資料：農林水産省・厚生労働省ホームページより作成。
在したことが売上金額の減少の一因であると考えられる。

また、3店舗では登録農家数が減少しており、出荷制限を受けていない品目も含め生産・販売を自粛した農家が存在したことで集荷量が維持できなかったことも、売上減少につながっていると考えられる。

ただ、来客数の減少率と販売金額の減少率が概ね比例していることから、売上金額の減少に最も大きな影響を及ぼしたのは、来客数の減少であると推察される。

4. 放射性物質の自主検査の開始

このように、営業を継続した全ての直売所において来客数と売上金額が減少しており、原子力災害後に経営状態が悪化していた。その対策の一つとして、放射性物質の自主検査の実施状況を確認する（前掲表2）。

2012年2月時点における放射性物質の検査体制をみると、直売所が主体となり集荷した農産物を検査したことがあるのは3店舗で、①放射性物質の検査機器を店舗内に設置（二本松C）、②民間企業に測定を委託（二本松B、伊達市D）となっていた。

検査機器の設置については、伊達市D・二本松市B・大玉村Aの3店舗が、調査時点以降に検査機器を設置することを予定していた。その他の4店舗は、検査機器を設置する予定はないと回答している。このように、検査機器の設置に対する考え方は、店舗によって異なっていた。

すでに検査機器の利用が開始されている二本松市Cを除く店舗では、登録農家に対し、品目を指定し各自で出荷前に測定機関を利用して放射性物質の検査を行うように指示を出したことがあると回答している。

2011年産米で一度店頭に並べた後に出荷自粛が指示された経験から、出荷・販売が認められている品目でも、個別に測定をすると放射性セシウムが基準値を超える可能性があるとの認識が広がっていた。基準値を超えた農産物の販売を未然に防ぐために、直売所ごとに登録農家

に自主検査を要請する動きや、さらに検査機器を設置する動きがみられた。

検査機器の設置を決めた4店舗に自主検査を実施する目的を確認すると、共通して①店頭から基準値を超える食品を排除するため、②登録農家の生産意欲の維持のため、③消費者に「安全・安心」な食品の提供に自助努力をしていることをアピールし風評被害を払拭するためであると回答している。

二本松市Cは、原子力災害の影響によってどの程度売上金額が落ち込むのかを確認するより前に、検査機器の設置を決定していた。2011年4月14日に「生産者会議」を開催した際、会員から放射性物質の影響が把握できないまま営農を継続することへの不安の声が相次いでいた。そこで事務局は「農産物の自主検査の実施準備に取り掛かるので営農を継続してもらいたい」と会員に呼びかけていた。その後、2011年8月に1台目の検査機器の設置が完了している。

出荷制限品目を抱える地域に立地する直売所においては、農産物の安全性に確信を持ってない生産者に自主検査に結果を伝えて営農継続を促すことで、集荷量の維持を図らなければならないという逼迫した事情があったといえる。

5. 放射性物質の自主検査の実施体制

1) 測定器の導入・測定開始

検査機器の設置を予定していた4店舗を抽出し、2012年8月に、放射性物質の検査体制に関する追加調査を行った。表4は、追加調査の結果をまとめた表である。

検査機器の機種は、全てNaI(Tl)シンチレーション検出器である。検査機器は、いずれの直売所も外部機関からの貸与を受けており、自己資金で購入している直売所は存在しなかった。それぞれの貸与元は、伊達市D・二本松市Cは民間団体、二本松市B・大玉村Aは行政機関（市町村）であった。

測定開始日を見ると、最も早い二本松市Cは2011年8月であった。他の3カ所は2012年4月から6月となっており、二本松市Cと他店舗

では半年以上の差があることが分かる。

2) 測定員の配置と検体受付

同表から事例直売所における検査機器の利用方法を確認する。まず測定員をみると、伊達市Dは登録農家4名、二本松市B・大玉村A・伊達市Cは従業員2名が担当していた。いずれも新規に募った人員ではなく、登録農家もしくは従業員が測定業務を担当していた。

検体の受付範囲をみると、伊達市Dと大玉村Aでは、登録農家のみに限定していた。その他の2ヶ所では、外部からの測定依頼も受け付けていた。受付手続きについては、二本松市B・二本松市Cは予約制とし、伊達市D・大玉村Aは、当日の持ち込みにも対応していた。

検査対象は、二本松市B・大玉村Aは農産物に検体を限定していたが、伊達市D・二本松市Cは農産物に加えて加工品も測定対象としていた。検査費用は、二本松市Bと二本松市Cは500円/検体で、その他の2ヶ所は無料であった。測定時間は、二本松市Cが30分/検体、その他は20分/検体となっていた。

3) 出荷前検査の徹底

第1回目(2012年2月)の調査時点では、4店舗とも共通して「全生産者に1品目・1検体の検査を義務づけ、検査結果によって販売の可否を判断したい」と回答していた。どの店舗も、出荷前検査を徹底することを目指していたといえる。

しかし、実際に出荷前検査を義務づけた店舗は、伊達市Dと二本松市Cのみであった。伊達市Dは「1生産者1品目1団地1検体」、二本松市Cは「1生産者1品目1検体」を測定し、その結果をもとに出荷の可否を判断している。

一方で、二本松市Bと大玉村Aは、現在の検査機器の台数と測定員の人数では、測定できる検体数に限りがあることを理由に、登録農家の要請があった場合にのみ測定を実施している。

検査機器を設置する以前は、どの直売所も登録農家に検体の提出を義務づける計画であった。しかし、出荷前検査の徹底を断念している直売所が存在していた。

4) 測定結果の開示

測定結果の公開について確認すると、2012年8月時点において測定結果を公表しているのは、二本松市Cのみであった。伊達市Dと大玉村Aは検査機器の設置から日が浅く、まだデータ公表には至っていないが、いずれは何かの形式で結果を公表することを検討していた。一方、二本松市Bは、測定結果は内部資料とし、データは公表しない方針であった。

事例直売所は、検査機器の設置したことで、生産者の不安を払拭できる体制を整備していた。一方で、検査を義務づけた上で検査結果を全て公表し、流通管理体制を強化していることを消費者にアピールできる直売所は、二本松市Cに限られていた。

表4 事例直売所における放射性物質の検査体制
(2012年8月現在)

		伊達市 D	二本松市 B	二本松市 C	大玉村 A
検査 機器	台数	1 台	1 台	3台	1 台
	費用	民間支援	行政事業	民間支援	行政事業
測定開始日		2012年 6 月	2012年 5 月	2011年 8 月	2012年 4 月
測定員	人数	4 名	3 名	2 名	3 名
	属性	正社員	正社員	正社員	パート
検体 受付	対象	会員限定	限定なし	限定なし	会員限定
	予約	当日可	予約制	予約制	当日可
検体	農作物	○	○	○	○
	加工品	○		○	
検査費用		無料	500円	500円	無料
測定時間		20分	20分	30分	20分
測定結果 公開		準備中	なし	ウェブ 公開	準備中

資料：2012年8月農産物直売所調査資料より作成。

6. 結論

農産物直売所における原子力災害の影響をまとめる。事例調査の結果から、福島県・県北地域に立地する農産物直売所は、原子力災害後に経営状態が悪化していることが明らかとなった。最も影響が大きかった直売所においては、売上金額と来客数がどちらも原子力災害前の半分以上にまで落ち込んでいた。

売上金額の落ち込みの要因を、生産の側面と消費の側面に分けてまとめる。生産面では、集荷量と品目数が減少したことが要因となっていた。集荷量と品目数の減少は、①登録農家数が減少したこと（特定避難勧奨地点が存在する地域で農家が避難、農家が自らの判断で作付け及び販売を自粛）、②出荷制限により取り扱い出来ない品目が存在したことによる影響である。

消費面では、①一部の採取作物や農家による加工品の取り扱いが停止したことで品揃え上の魅力が削がれてしまったこと、②放射性物質が含まれる農作物が店頭に並んでいるのではないかという不安から客足が遠のいたことが影響していると推察される。

農産物直売所における放射性物質の検査の実態をみると、①登録農家に対して一部の品目で出荷前に測定を行うように指示、②直売所が主体となり外部機関に委託して検査、③店舗内に検査機器を設置して自主検査を実施という方法で、放射性物質の含有量が基準値を超える農産物の販売を未然に防ぐための取り組みが行われていた。

2012年2月時点において、検査機器の設置を計画していたのは、半数の直売所のみであった。売上金額の落ち込みが激しいにもかかわらず、自助努力により直売所に検査機器を設置するのは難しいと判断する直売所が半数を占めていた。

店舗内に検査機器を設置した直売所は、①基準値を超える食品を排除する、②登録農家の生産意欲を維持する、③風評被害を払拭することを目的に自主検査を行っていた。

基準値を超える食品を排除するためには、より多くの検体を測定することが望ましい。検査対象について最も厳しいルールを適応していた直売所では、出荷前に「1生産者1品目1団地1検体」を検査することを義務づけていた。一方で、登録農家が希望した場合にのみ測定を実施しており、検査機器を設置したものの利用が限定的な直売所も存在していた。

風評被害の払拭にあたっては、自主検査体制について消費者に伝えることが重要であるが、

測定結果を公表している直売所はごく一部に留まっていた。

農産物直売所における自主検査体制の定着には、検査機器の設置と合わせて、その後の運用に対する支援が重要となる。測定員の雇用に対する支援、検査対象の設定に関する指導、データ公表についてのガイドラインの作成を含めた総合的な支援が求められているといえる。

注

- 1) 放射性物質の検査体制の現状と課題については、小山ほか〔2〕を参照のこと。
- 2) 福島県は「ふくしまの恵み安全・安心推進事業」（2012年度から2014年度）によって、産地における自主検査体制を整備する計画である。この事業では、地域協議会を主体とした米・モモなどの品目別の検査体制を整備するとともに、直売所に出荷する農産物を対象とした自主検査を行う場合の検査機器の設置費用と人件費に対する助成を行っている。なお、県がこの事業を利用して直売所へ検査機器を設置したのは2012年8月以降であり、本稿の調査期間よりも後のことである。
- 3) 福島県北農林事務所資料によると、県北地方の農産物直売所は48店舗存在し、その内訳は、福島市13ヶ所、伊達市14ヶ所、二本松市8ヶ所、桑折町4ヶ所、本宮市3ヶ所、大玉村3ヶ所、国見町2ヶ所、川俣町1ヶ所となっている。
- 4) 特定避難勧奨地点における農業生産については小松・小山〔1〕を参照のこと。

引用文献

- 〔1〕小松知未・小山良太「住民による放射性物質汚染の実態把握と組織活動の意義－特定避難勧奨地点・福島県伊達市霊山小国地区を事例として－」『2012年度日本農業経済学会論文集』日本農業経済学会、2012年12月15日、pp.223-230.
- 〔2〕小山良太・小松知未・石井秀樹『放射能汚染から食と農の再生を』社団法人家の光協会、2012年8月1日。

〔2013 年 4 月 22 日受理〕